

美濃加茂市補助指令 第 号  
年 月 日

様

美濃加茂市長（氏名）印

美濃加茂市ごみ集積所設置等補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、美濃加茂市ごみ集積所設置等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助事業等の名称	
補助金等の交付の可否	交付・不交付 (※不交付の場合はその理由を付すこと)
補助金等の交付決定金額	円
補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えた場合は、その内容及び理由	
交付の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業等の実施に当たっては、美濃加茂市補助金等交付規則に定めるところにより行わなければなりません。</li> <li>2 補助事業等の執行方法が不適当な場合には、補助金等の交付決定を取り消し、返還を命ずることがあります。</li> <li>3 補助事業等に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間保存しなければなりません。</li> </ol>
備考	監査委員等が必要と認めるときは、地方自治法等の規定により監査、調査等を行うことがあります。